

後期高齢者医療保険料率をお知らせします

● 問い合わせ先 健康ほけん課 ☎096(248)1275

令和6年度の後期高齢者医療保険料率が決定しました。保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。7月中旬ごろに決定通知書を送付します。

保険料の算定方法(年額)



- ※1 合計所得金額が2400万円以下の人は43万円
- ※2 令和5年の総所得額等から基礎控除額を差し引き、58万円までの人は10・80%
- ※3 令和6年3月31日までに75歳になった被保険者および令和7年3月31日までに障害認定で被保険者になった人は73万円

軽減割合	世帯主および世帯※4の被保険者全員の軽減判定所得※5の合計額
7割軽減	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数※6-1)以下
5割軽減	43万円+29万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数※6-1)以下
2割軽減	43万円+54万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数※6-1)以下

- ※4 軽減判定は、当該年度の4月1日(新たに制度の対象となった人は資格取得時)の世帯状況を元に行ないます
- ※5 均等割額軽減判定所得は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、高齢者特別控除(15万円)を控除した額で判定します
- ※6 給与・年金所得者の数とは、世帯で給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です

退職(失業)による国民年金保険料の特例免除制度

● 問い合わせ先 健康ほけん課 ☎096(248)1275

退職(失業)のため国民年金保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除する制度があります。退職(失業)した年の翌々年の6月まで、特例免除制度を利用できます。退職には自己都合退職も含まれます。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行ないます。また、被扶養配偶者だった人も、配偶者が特例免除に該当すれば、同時に免除申請できます。ただし、世帯主などに一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

▼手続きに必要なもの

- ① 年金手帳や基礎年金番号通知書など基礎年金番号がわかるもの、またはマイナンバーが確認できる書類
- ② 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

▼申込場所

健康ほけん課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所

▼オンライン申請

マイナンバーカードを利用し、マイナンバーからオンライン申請ができます。詳しくは二次元コードをご確認ください。



保険料の免除・猶予期間がある人へ 追納をおすすめします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があります。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

▼申込場所

熊本西年金事務所
☎096(353)0142

産後ケア事業・通所型を開始しました

● 申し込み・問い合わせ先 ことも家庭課(ウィーブル内) ☎096(248)1173

出産後は、心身ともに不安定になりやすい時期です。お母さんや赤ちゃんをサポートするため、産後ケア事業を実施していきます。4月からは新たに通所型を開始しました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▼申請方法

ことも家庭課に申請書を提出してください。産婦本人が来庁できない場合は、委任状が必要です。



	訪問型 (自宅ケアを受けます)	通所型 (助産院などでケアを受けます)	宿泊型
内容	お母さんの身体的ケアや心のケア 沐浴や授乳のアドバイス 育児に関する相談 など		
利用期間	産後1年未満		医療機関によって異なります
1回の利用料 (自己負担額)	課税世帯 1,000円 非課税世帯 300円 生活保護世帯 0円	(2時間) 課税世帯 1,000円 非課税世帯 300円 生活保護世帯 0円 (3時間) 課税世帯 1,500円 非課税世帯 500円 生活保護世帯 0円	住民税課税世帯 7,500円 非課税世帯 3,000円 生活保護世帯 1,000円
利用回数	3回まで	5回まで	5泊まで

6月1日は、人権擁護委員の日です

● 問い合わせ先 人権啓発教育課 ☎096(248)2399

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、市民の皆さんの人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。市には、市長から推薦され、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が9人います。

▼合志市人権擁護委員(順不同)

赤坂 一矢さん (南陽)
池田 一也さん (笹原)
惠濃 裕司さん (永江団地)
川畑 愛子さん (桜路)
桑原 典恵さん (杉並台)
小林 富代子さん (若原)
水上 明子さん (新栄温泉団地)
山田 千代美さん (若原)
岩根 浩さん (上須屋)

人権相談窓口

相談は無料で秘密は守られます。人権についてお悩みの人は、お気軽にご相談ください。

常設人権相談(市人権教育指導員)

▼とき 午前9時~午後4時30分
(土日・祝日を除く)

▼ところ 市役所 人権啓発教育課

特設人権相談(市人権擁護委員)

年2回実施
※実施日は、広報
こうしでお知らせ
します



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん